

To Do List

以下のリストは帰国にあたって一般的な手続きをリスト化したものです。

内容	メモ	チェック	チェック
領事館 帰国転出届出の提出	帰国転出届の提出が必要です。インターネットからでもできます。 URL http://ezairyu.mofa.go.jp/		
帰国日の確定	あわせて、住宅契約書の中途解約条項についてもご確認ください。		
エアーチケットの手配	手配時期によって金額が異なりますので、余裕をもって手続きを行ってください。		
空港までの所要時間の確認	フライトの曜日・時間帯を考慮した所要時間が重要です。		
賃貸住宅の解約	Websiteの解約通知書作成サービスをご活用ください。		
損傷箇所の確認立会日の確定	ご心配の方はプレインスペクションをお奨めしています。		
鍵の返却方法の確認	入居時に預かった本数(門扉やガレージなども含む)が全て揃っているか確認してください。		
住宅テナント保険の解約	ご加入時のエージェントにご相談ください。		
レンタル家具の解約	家具の引取りが、引越と同日・同時には行えないことが多いので注意してください。		
引越会社の見積もり手配	全米から日本へ帰国される引越会社のご紹介・見積もり手配が可能です。		
エレベーターの予約	引越シーズンは入搬出用エレベーターが混み合いますので早めに予約をする必要があります。		
トランクルームの荷だし連絡	引越会社と異なる倉庫の場合は、引越会社への報告が必要になります。		
家具・家電の友人譲渡品の確定	大型家具等の受渡しは、引越会社へ相談してみてください。		
洗浄機能つき便座の取外し	取外し時には加圧の変化でパイプを損傷する可能性があるので取付け時の専門会社にご相談ください。		
ペットの帰国手続き方法の確認	検疫、証明書、飛行機など手続きが多岐に亘る場合があるので早めに引越会社、航空会社、専門家にご相談ください。		
日本での住宅(住所)確定	様々な手続きに必要になります。早めに確定をなされてください。日本での家探しもご相談に応じています。		
帰国時の一時滞在先の確保	日本での一時滞在、アメリカでの一時滞在住居が必要な場合、お気軽にご相談ください。		
マイホーム賃貸中止	留守宅を賃貸なされている場合、管理会社に解約手続きの方法を確認してください。		
空家管理、機械警備の解約	空家の巡回管理や、機械警備をセットされている場合、管理会社に解約手続きの方法を確認してください。		
水道・電気・ガスの解約	解約、或いは貸主名義への名義変更か確認を行った上で進めてください。		
固定電話の解約	CATVと同じことが多いので、ご一緒に手続きを行ってください。		
携帯電話の解約	ご加入時のプランによって違約金が発生する場合があります。		

内容	メモ	チェック	チェック
日本で利用する携帯電話の申込み	携帯電話各社において、様々なサービスを用意していますので、帰国前にご確認ください。		
有料携帯電話コンテンツの解約	日本に戻ってから利用しない有料コンテンツを確認して解約を行ってください。		
インターネットの解約	CATVと同じことが多いので、一緒に手続きを行ってください。		
E-mailアドレスの転送手続き	米国内CATVのドメインなどを利用されている場合、転送期間等をご確認ください。		
ケーブルテレビの解約	ご自身でボックスを返却する必要があります。		
レンタルDVD会員の解約	DVD店舗に確認してください。		
新聞、各種定期購読誌の解約	次の入居者に届いてしまわないように、無料の会報誌等も忘れずに行ってください。		
郵便物転送の手続き	日本へ登録することも可能ですが、届かないリスクがあります。できれば勤務先になされるのが無難です。		
銀行口座閉鎖手続きの確認	CitibankはWebsite銀行口座閉鎖手続きをご確認願います。		
クレジットカード解約手続きの確認	支払いが残っている場合、空港での利用等がありますので、帰国後に解約する手続きを事前に把握しておいてください。		
車の売却	提携買取会社のご紹介が可能です。お気軽にご相談ください。		
車のリース解約	リース契約によっては、違約金が発生する場合があります。		
自動車保険の解約	ご加入時のエージェントにご相談ください。		
学校・塾・クラブへの手続き	事前に必要な手続き、書類を確認のうえ訪問してください。		
確定申告担当会計士への帰任報告	ご勤務先の人事給与部門がある場合は、指示を受けてください。		
帰任挨拶状の準備	ビジネスだけでなく、ご友人などにも準備なされてはいかがでしょうか。		
知人、お世話になった人への挨拶	スケジュールには余裕をもって動きましょう。		

※上記のリストは帰国時に必要な手続きが全て網羅されていません。これ以外の手続きは各自にてご確認ください。